

捜査手続その4

——終局処分(起訴不起訴の判断)

東京高等検察庁検事・東京大学教授

唐木智規

KARAKI Tomonori

最高検察庁事務取扱検事・東京大学非常勤講師

煙山 明

KEMURIYAMA Akira

Case

前回までの事例については本誌ウェブサポートからご覧いただけます。右QRコードからアクセスしてください。



【共犯者の逮捕と身柄送致】

1 被疑者○山×男に対する強盗致傷事件の捜査が進み、10日間の勾留期間の延長が認められると、桐山検事の下に、同事件の共犯者として△川×晃(以下「△川」という)を逮捕した旨の連絡がありました(以上前号)。

2 その2日後の12月1日、△川はY地方検察庁に身柄送致されました。

警察では、この時点までに△川宅を捜索し、犯行当日に被疑者と共に被害店舗に入店した男が着用していたものと特徴が一致する黒色キャップを発見、押収したものの、犯行に使われたと思われるスタンガンやスマホ等の通信機器は発見されませんでした。

また、△川の警察官面前の弁解録取書には「逮捕された事実については身に覚えがありません。○山×男のことは知りません」と録取され、それ以外に△川の供述調書は作成されていませんでした。赤嶋警部補からの報告によれば、△川は、弁解録取手続に引き続き取調べで、スマホ等の通信機器を所持していない理由を尋ねられると、言葉に詰まり、そのまま黙秘に転じたとのことであり、△川は、桐山検事による弁解録取でも黙秘しました。

【勾留延長後の捜査結果】

1. 警察に対する捜査指揮と警察捜査

桐山検事は、被疑者から押収していた本件スマ

ホを自ら解析した結果、被疑者が登録名「章」との間で本件犯行に関与と思われるメッセージのやり取りをしていたことを突きとめたため(本誌507号104頁)、これを赤嶋警部補に伝え、既に判明していた登録名「晃」とのメッセージのやり取りと併せて記載した捜査報告書を作成するよう依頼しました。その結果、次の証拠が作成されました。

(1) 捜査報告書(証拠⑦)

被疑者は、10月29日以降、メッセージアプリ▲▲を使い、登録名「章」との間で、自己紹介や生活状況等に関するメッセージを取り交わし、11月11日に

被疑者：手っ取り早く、金欲しいですね

章：前もあるし捕まりたくない

被疑者：前はうまくいったこともありましたよ。どうですか

章：やばい話するなら、こっちで連絡よろ(※メッセージアプリ△△の「晃」のプロフィール画面のスクリーンショットを添付)

とのやり取りをすると、今度はメッセージアプリ△△を使い、登録名「晃」との間で、11月14日に

被疑者：前うまく行ったとこで、どうです?

晃：どこ?

被疑者：河原町のαってホームセンターです

晃：でかい店だね、やばくない?

被疑者：俺がやりますよ。前もうまくやりましたし

晃：もしもの時どうすんの?

被疑者：その時は頼みます。

晃：何すんの?

* 年を明示しない限り日付は全て令和4年とする。また、略称については前号までに用いたものを使う。

被疑者：会って話しましょう。準備とかもあるし
 晃：いつ
 被疑者：明日の14時はどうです
 晃：いいよ。どこで
 被疑者：βってミリタリーショップ知ってます？ αの近くの
 晃：ああ、調べればわかるかも。なんで、そこ？
 被疑者：前もそこで準備したんで
 晃：ああ、わかった
 とのやり取りをした旨が記載されている。

また、桐山検事は、ミリタリーショップβの11月15日の防犯カメラ映像の動画データを自ら確認したところ（本誌507号106頁）、被疑者が黒色キャップを被った男（防犯カメラの映像は鮮明で、明らかに△川と認められました）と一緒に入店し、同店から出ていくまでの状況が全て記録されていたため、同映像の重要性を踏まえ、赤嶋警部補に対し、入店から退店までの被疑者と△川の行動の詳細を視覚的に確認できる捜査報告書を作成するよう依頼しました。その結果、次の証拠が作成されました。

(2) 捜査報告書(証拠㉔)

ミリタリーショップβの11月15日の防犯カメラ映像の静止画を順次プリントアウトし、これを時系列順に添付して説明文を記載したものである。その内容は、午後2時3分に被疑者及び△川が一緒に入店し、被疑者が同店店長に話しかける→被疑者と△川が約1分間にわたり言葉を交わす→△川が現金をカウンターの上に置き、前記店長からひったくるようにしてスタンガンを受け取る→午後2時10分に被疑者と△川が一緒に店から出ていく、というものであった（音声までは記録されていない）。

桐山検事は、その後も警察捜査の進捗状況を確認しつつ、必要に応じて赤嶋警部補に捜査指揮を行いました。その結果、延長後の勾留期限までに収集されたその他の主な証拠の概要は以下のとおりでした。

(3) 捜査報告書(証拠㉕)

ミリタリーショップβの店長所有の日記の写しを添付した報告書であり、同日記の11月15日の頁に「客が代金支払でもめる。『俺が危ない橋渡るから、アキラさん払って』と言う。やばいと思って止めようとしたが、金置いて行ってしまった。心配」と記載されている。

(4) 捜査報告書(証拠㉖)

11月15日にミリタリーショップβで販売されたスタンガンに関する捜査結果が取りまとめられており、その販売金額が1万2000円であったこと、警察が同スタンガンと同種同型のスタンガン

を製造メーカーから入手したところ、ハンディタイプの長方形の黒色スタンガンであり、その電圧は110万ボルトで、スタンガンの中でも特に強力なものであったことなどが記載されている。

(5) 実況見分調書(証拠㉗)

前記のとおり入手したスタンガンの先端電極部を警察が用意した人形の後頸部に押し当て、スイッチを握って放電したところ、「パチパチッ」という大きな音と共に青白い光が発生し、警備員Vの後頸部に生じた火傷の痕(証拠㉙)と同じ形状・大きさの痕跡が生じた旨が記載されている。

(6) 捜査報告書(証拠㉘)

警察が新たに入手した被害店舗の11月15日の防犯カメラ映像の静止画を順次プリントアウトし、これを添付して説明文を記載したものである。その内容は、午後2時12分に被疑者と黒色キャップを被った男(△川と酷似)と一緒に被害店舗に入店し、しばらく店内を歩き回った後、一緒に同店から出ていくというものであった。

(7) 実況見分調書(証拠㉙)

ミリタリーショップβから被害店舗までの距離が約160mであり、徒歩2分程度である旨が記載されている。

(8) 警備員Vによる被害再現の実況見分調書(12月1日付け)(証拠㉚)

警備員V立会いの下、犯行現場で実施された被害の再現結果がまとめられており、V自身及び被疑者役の警察官の動作が撮影された写真が添付され、各動作の内容を説明した文章が記載されている。これらによれば、Vが暴行を受けた状況は、①被疑者役の警察官が両手を広げてVの正面からしがみつき、頭をVの腹部に押しつけながら両手をVの腰の後ろに回してつかみ、②Vは両手を被疑者役の警察官の両肩付近に当てて引き離そうとするも、ほぼ身動きがとれない状態のまま、しばらくしてその場に倒れるというものとなっている。

(9) 捜査報告書(証拠㉛)

被疑者の借金に関する捜査結果を取りまとめたものであり、本件犯行当時、被疑者には消費者金融計4社に合計約170万円の借入れがあった旨が記載されている。

(10) 捜査報告書(証拠㉜)

Y市内の複数のリサイクルショップにおける物品の買取り履歴及び同市内のホームセンター等の店舗から提出された窃盗の被害届を確認したものの、被疑者の余罪をうかがわせる結果は得られなかった旨が記載されている。

(11) 被疑者の警察官面前の供述録取書(12月5日付け)(証拠㉝)

警察官から証拠㉞の「章」及び「晃」とのやり取りを示されると、「これらは全て、私と私が『アキラさん』と呼んでいた△川×晃とのやり取

りに間違いない。このやり取りから分かるように、私が△川を今回の犯行に誘ったのであり、以前、『アキラから誘われて万引きした』と述べたのは、つい嘘をついてしまったものだった。また、登録名『晃』との後半のやり取りは、私がこの盗みの準備として、前回と同じくスタンガンを用意して見張り役の△川に持たせようと考え、スタンガンを買うためにミリタリーショップβで待ち合わせの約束をしたものである。しかし、私は、翌11月15日に△川と会う直前に、スタンガン無しで盗みをやろうと思い直し、それを伝えたら△川も納得してくれた」などと供述した旨が録取されている。

2. 検察官による捜査

桐山検事は、自らも関係者の取調べを始めとする捜査を継続しました。その結果、延長後の勾留期限までに作成・収集された主な証拠の概要は以下のとおりでした。

(1) ミリタリーショップβの店長の検察官面前の供述録取書(12月3日付け)(証拠③)

供述内容は証拠②と同様だが、本供述録取書の末尾には証拠③の防犯カメラ映像の静止画が順次添付されており、ミリタリーショップβ店長の供述が、防犯カメラに映った被疑者と△川の動きと整合していることが分かる内容となっている。

(2) 警備員Vの検察官面前の供述録取書(12月3日付け)(証拠④)

供述内容は証拠⑦と同様だが、暴行を受けた状況の詳細につき、「カーナビを万引きした男は私の正面から私の腰にしがみつき、頭を私の腹に押しつけながら、左右から回した両手を腰の後ろでがっちりつかんで締め付けてきた。私は男を引き離そうとしたものの、ほとんど身動きがとれないまま4秒か5秒くらいしたところで、首の後ろに強烈な痛みが走り、その場に倒れ込んだ」などと録取されている。

なお、本供述録取書の末尾には、被害再現の実況見分調書(証拠⑤)の写真が順次添付されている。

(3) 捜査関係事項照会に対する保護観察所からの回答(証拠⑥)

保護観察期間中(平成28年12月の仮釈放から平成29年2月の刑執行終了まで)の被疑者の様子につき、「建築作業員として働き、特段の問題行動は見られなかったものの、金銭的に困窮しているのにパチンコや競馬等のギャンブルにふける傾向が認められた」旨が記載されている。

(4) 被疑者の検察官面前の供述録取書(12月6日及び同月7日付け)(証拠⑦)

スタンガンの準備について、「11月15日に△川と会う直前にスタンガン無しで盗みをやろうと思い直し、それを伝えたら△川も納得してくれた」などと録取されている。他方、桐山検事からミリタリーショップβの防犯カメラ映像(証拠⑧)を示されると、「ミリタリーショップβの前で知人と会って話をしていたため、その間に△川が何をしていたか分からない」旨のそれまでの供述(証拠⑥参照)を覆し、「この映像を見て思い出したが、私が11月15日に△川と一緒にミリタリーショップβに入店したのは間違いない。ただ、今回の盗みをするためにスタンガンを購入したのではなく、△川がそれとは関係なしに個人的にスタンガンを買ったのだと思う。同店内で△川と具体的にどのような会話をしたかは覚えていない」などと供述した旨が録取されている。

警備員Vに対する暴行については、「私は警備員が殴ろうとするのでその腕をつかんで止めさせようとしただけであり、暴力は振っていません」などと録取されている。他方、桐山検事から警備員は具体的にどのような動きで殴ろうとしてきたのかと尋ねられると、「必死だったのでよく覚えていない」と供述した旨が録取されている。